

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月2日提出

亀山市長 櫻井義之

別紙

専決処分書

## 専決第2号

### 専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、次の事件を専決処分する。

令和5年4月28日専決

亀山市長 櫻井 義之

庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

#### 1 事故原因及び状況

令和5年1月11日午後1時45分頃、亀山市川合町地内において、相手方を訪問した際、相手方の敷地内で庁用車両を後進させたところ、後方に駐車していた相手方が所有する車両に接触させ、これを破損させた。

#### 2 相手方住所及び氏名

亀山市川合町103番地  
あんしん介護株式会社

#### 3 損害賠償の額

98,263円